## 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類 (建設工事、測量・建設コンサルタント等業務)の作成の手引き

国立研究開発法人産業技術総合研究所の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る競争入 札参加者に必要な資格の取得については、次により申請の手続きを行ってください。

ただし、経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(38会第391号)に基づき資格決定された者については、当所の資格も有しているものとみなしますので、新たに当所の資格を取得する必要はありません。

なお、当所は、国の競争参加者資格申請の受付機関に指定されていませんので、当所の資格審査決定を受けても国の競争参加者資格を取得したことにはなりません。

## 1. 申請の時期

一般競争(指名競争)に参加しようとする者は、申請(受付)期間に、申請(受付)場所あて、次号に掲げる申請書等の関係書類を郵送または持参、電子メールにて提出してください。

## 1-1 申請(受付)期間

定期審査申請:令和5年1月10日から令和5年1月31日まで(土、日曜日及び祝日を除く)

定期審査における資格の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

随時審査申請:令和5年2月1日から令和7年3月末まで(土、日曜日及び祝日を除く)

ただし、随時審査における資格の有効期間は資格を付与したときから有効となります。

※希望する調達案件の入札に間に合うよう、2-3 週間程度、余裕をもってお早めに申請してください。

## 1-2 申請(受付)場所(令和5年10月1日現在)

総務本部調達部 調達管理室長

〒305-8560 茨城県つくば市梅園 1-1-1 中央事業所 本部情報棟 6階

国立研究開発法人産業技術総合研究所 調達部 調達管理室

TEL: 029-861-2030

e-mail: cho-hacchu-ml@aist.go.jp

受付時間: 9時00分から17時15分まで

## 1-3 資格申請の要件

(1) 資格審査が受理されない場合

下記のような申請の場合、申請受付ができませんので、ご留意ください。

- 1 納稅証明書不備
  - (a) 納税証明書に「未納の税額がある」と記載されている場合
  - (b) 未納があり、納税証明書が提出できない場合
- ② 申請者の対応不備

申請者が受付・審査担当者からの申請内容の不備の確認に対応しない場合

## 1-4 審査結果

資格審査結果は、申請者に「資格決定通知書」の発行により通知(郵送)します。

## 2. 申請者が提出する書類

## 2-1 建設工事

- (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(様式第1号)
- (2) 添付書類
  - イ 工事経歴書(様式第1号の2)(経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の写しでも代替することができ、提出は任意です。)
  - ロ 建設共同企業体協定書の写し(建設共同企業体として申請する者に限ります。)
  - ハ 総合評定値通知書等の写し(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日の直近のものをいい、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の1(一)に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という)、(二)に規定する健康保険(以下「健康保険」という)及び(三)に規定する厚生年金保険(以下「厚生年金保険」という)の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定通知書の写しのほか、それぞれ該当事実を証明する書類))

「該当事実を証明する書類」とは、次に示すいずれかの書類となります。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」 領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の 写し
- ・「雇用保険」 雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し
- 適用除外誓約書
- 注 「申請日の直近のもの」とは、令和3年6月16日以降を審査基準日とする 経営事項審査の結果通知書が複数ある場合はそのうち最新のものをいう。
- 二 建設業許可申請書の写し(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第2条第1号に定める 別記様式第1号(別表を含む。)で、申請日から直近のものをいいます。)
- ホ 共同企業体等調書(様式第1号の3)(共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限ります。)
- へ 納税証明書の写し(直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書(個人にあっては、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)による別紙第9号書式その3又はその3の2、法人にあっては、その3又はその3の3)ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については

納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類))

ト 委任状(行政書士等の代理申請による場合に限ります。)

## 2-2 測量・建設コンサルタント等業務

- (1)一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(様式第3号)
- (2) 添付書類
  - イ 測量等実績調書(様式第3号の2)
  - ロ 技術者経歴書(様式第3号の3)
  - ハ 登記事項証明書(法人の場合に限る、個人の場合にあっては、身元証明書。)
  - 二 登録証明書等の写し(測量法(昭和24年法律第188号)第55条の規定による登録、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定による登録、 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条の規定による登録、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条の規定による登録、その他の登録等を受けている者に限ります。)
  - ホ 財務諸表類(直前1年の各事業(営業)年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書 及び個別注記表(個人の場合にあっては、営業用純資本額に関する書類(確定申告等財 務諸表類に類する書類))
  - へ 納税証明書の写し(直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書(個人にあっては、国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)による別紙第9号書式その3又はその3の2、法人にあっては、その3又はその3の3。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類))
  - ト 委任状(行政書士等の代理申請による場合に限ります。)

## 3. 申請書類の作成方法(共通)

## 3-1 注意事項

- (1) 申請書は、黒のボールペン等で、わかりやすく丁寧に記入してください。申請書へ直接入力しても結構です。
- (2) 記入事項は、申請日現在で記入してください。また、決算に関する事項については、申請日以前の直近のものを原則とし、金額は千円単位(百円以下を四捨五入)で記入してください。
- (3) フリガナの欄は、カタカナで記入し、その際、濁点・半濁点は1文字として扱ってください。
- (4) 添付書類のうち公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内のものに限ります。
- (5) 添付書類のうち諸証明書については、複写機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも 可能です。
- (6) 添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載

- の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。
- (7) 申請書類は、すべてA4版とし、それより大きいもの又は小さいものについては、拡大又は縮小してください。なお、提出方法は申請書類上部をクリップ留めとし、ファイルは不要です。

## 3-2 外国の事業者が申請する場合

- (1) 申請書の「住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。なお、日本 国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。
- (2) 登記事項証明書又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の所轄官庁又は権限のある機関の発行する書面を提出してください。
- (3) 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記入された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- (4) 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に 規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により邦貨に換算して得た額を記入してください。

## 4. 建設業者の申請書及び添付書類の作成方法

- (1) 申請書(様式第1号)の作成方法
  - イ「01 拠点コード」及び「03 申請者の規模」欄については、記入不要です。
  - ロ「02 許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号(8桁)を総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ)から転記してください。
  - ハ「04 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号)第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
  - 二「06 住所」から「11 E-MAIL」までの各欄は、次により左詰めで記入してください。
    - ① フリガナの欄はカタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。 なお、「07 商号又は名称」のフリガナの欄の株式会社等法人の種類を表す文字については省略すること(③の例参照)。
    - ② 「06 住所」欄での丁目、番地は、「一 (ハイフン)」により省略して記入してください。

(例)	ッ・	ין	/\	*	シ	ゥ	¥	y	٠	J									
	茨	城	7	県	つ	,	<	ば	市	ħ	毎	袁	×	_	×	_	×		

③ 「07 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を使用してください。また、下記以外の場合でも、適宜略号を使用してください。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)
種類		責任 組合		建設 企業体	一般財	団法人	一般社	団法人
略号	(]	<b>責</b> )	( <del>)</del>	ŧ)	(—	財)	(—	社)

種類	公益財団法人	公益社団法人	特殊財団法人	特例社団法人
略号	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

(例)	ッ	1	7	l	ケ	ン	t	ッ					
	(		株	)		筑	(	C	建	Ī	设		

④ 「08 代表者氏名」欄、「09 担当者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字分あけてください。

なお、代表者の役職については、フリガナは記入しないでください。

(例)	<del>ዛ</del>	ン	y	ゥ		4	П	ゥ			
	産	総			太	良	ß				

⑤ 「10 電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、

それぞれ「一 (ハイフン)」で区切り、( ) は使用しないでください。「11 E-MAIL」欄については、当所からの連絡に対応できるアドレスを記載してください。

(例)	0	2	9	_	8	6	1	_	7	×	×	5
(1)1)	_	_	_		_	_			-			_

ホ「12 外資状況」欄については、外国資本がおおむね50%を越える場合に記入してください。

- ① 本社(本店)が海外にある場合は、「1 外国籍会社[国名: ]」に国名を記入してください。 なお、複数の国の合計で外国資本が 100%の場合、代表国を 1 か国記入してください。日本支社 の登記がある会社も含みます。
- ② 本社(本店)が日本にあるが、外国企業等が全額出資している場合は、「2 日本国籍会社[国名:]」に国名を記入してください。なお、複数の国で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。
- ③ 本社(本店)が日本にあるが、一部外国資本の会社である場合は、「3 日本国籍会社[国名: ] (比率: %)」に国名及び比率を記入してください。
- へ「13 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類(以下「競争参加資格希望工種」という。)に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日(2業種以上のときは最も早い開始日) から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記入してください。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数(1年未満切捨て)を、官公需適格 組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均 年数(1年未満切捨て)を記入してください。

- ト「14 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては、取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記入してください。
- チ「15 完成工事高」の各欄については、次により記入してください。

「②年間平均完成工事高」欄には、*別表 1 に掲げる区分に応じて*「① 競争参加資格希望工種区分」

欄の競争参加希望工種ごとに完成工事高(消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。)を記入するほか、これら以外の完成工事高を同欄の「その他」に一括して計上してください。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記入してください。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記入してください。

なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書等における「年平均」と同じです。

## (2) 添付書類の作成方法

イ 工事経歴書(様式第1号の2)※提出は任意です。

この様式については、末尾にある記入要領に従って記入することとし、記入事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。このときには、様式の裏面に記入して差し支えないが、表面にその旨を注記してください。

また、共同企業体の場合は、共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記入してください。

なお、本様式は経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の写しでも可とします。

ロ 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいいます。

ハ 総合評定値通知書の写し(複写機等によりA4版に縮小した鮮明なもの。)

なお、共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の 算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提 出してください。

ニ 建設業許可申請書の写し

建設業法施行規則第2条第1号に定める様式第1号(別表を含む。)で申請日の直近のものの写しをいいます。

ホ 共同企業体等調書(様式第1号の3)

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体の場合及び官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合(以下「A者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)及び共同企業体等調書(その3)を作成し、これを超える事業者からなる場合(以下「B者の場合」という。)には、共同企業体等調書(その1)、共同企業体等調書(その3)及び共同企業体等調書(その4)を作成して提出してください。

各欄については、次により記入してください。

① 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記入されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあっては構成員ごとに、官公需適格組合にあっては組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「計」欄に記入してください。また、A者の場合には、①から⑤までの

各欄の合計数値を「⑥or計」欄に記入してください。

- ② 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記入されている金額を上段、「利益額」欄に記入されている数値を下段にそれぞれ上記①の区分により転記する。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記入してください。
- ③ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点(Y)」欄に記入されている点数を上記①の区分により転記してください。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記入してください。
- ④ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄の「評点 (W)」欄に記入されている点数を上記①の区分により転記してください。また、「⑥or計」欄及 び「計」欄についても上記①の方法により記入してください。
- ⑤ 「元請完成工事高」欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を上記の①の区分により転記してください。また、「⑥or計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記入してください。

## へ 納税証明書の写し

(法人の場合) その3又はその3の3

「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明。

(個人の場合) その3又はその3の2

「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明。

※官公需適格組合にあっては、組合と審査対象者のそれぞれに係る納税証明書を添付してください。

#### ト 委任状

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任 する旨を明記した委任状を提出してください。

(3) 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係る契約です。

## 5. 測量業者等の申請書及び添付書類の作成方法

- (1) 申請書(様式第3号)の作成方法
  - イ「01 拠点コード」及び「03 申請者の規模」欄については、記入不要です。
  - 口「03 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。
  - ハ「05 住所」から「10 E-MAIL」までの各欄は、次により左詰めで記入してください。
  - ① フリガナの欄はカタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。 なお、「06 商号又は名称」のフリガナの欄の株式会社等法人の種類を表す文字については省略する こと(③の例参照)。
  - ② 「05 住所」欄での丁目、番地は「一 (ハイフン)」により省略して記入してください。

(例)	ッ	1	Λ	*	シ	ゥ	ķ	y	*	1								
	茨	切	<b>È</b> !	県	つ	<	la		市	梅	遠	1	_	1	_	1		

③ 「06 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を使用してください。また、下記以外の場合でも、適宜略号を使用してください。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	合同 会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)
種類		責任 組合		建設	一般財	団法人	一般社	団法人
略号	(]	<b></b>	(‡	ŧ)	(—	財)	(—	社)
種類	公益財	団法人	公益社	団法人	特殊財	団法人	特例社	団法人
略号	(公	財)	(公	社)	(特	財)	(特	社)

(例)	ッ	1	マ	ル	y	<b>7</b>	IJ	3	ゥ		
	(	栈	ŧ	)	筑	С	) }	則	量		

④ 「07 代表者氏名」欄、「08 担当者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前 との間は1文字分あけてください。

なお、代表者の役職については、フリガナは記入しないでください。

(例)	Ħ	ン	y	ゥ		Þ	П	Ċ				
	産	糸	忩		太		郎					

④「09 電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、( ) は使用しないでください。

	_	_	_		_	_			_			
(仮目)	O	2	9	_	8	6	1	_	7	X	X	5
(1)1)	_	_	_		_	_			′			

- 二「11 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記入してください。
  - ①「測量業者」欄は、測量法(昭和24年法律第188号)第55条による登録を受けている場合です。
  - ②「建築士事務所」欄は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている場合です。
  - ③「建設コンサルタント」欄は、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合です。
  - ④「地質調査業者」欄は、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合です。
  - ⑤「補償コンサルタント」欄は、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けている場合です。
  - ⑥「不動産鑑定業者」欄は、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合です。
  - ⑦「土地家屋調査士」欄は、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合(土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記入してください。)

です。

- ⑧「司法書士」欄は、司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号) 第8条による登録を受けている場合です。
- ⑨「計量証明事業者」欄は、計量法(平成4 年法律第51号)第107条による登録を受けている場合です。
- ⑩その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記入してください。
- ホ「12 測量等実績高」の各欄については、*別表2に掲げる区分のうち希望する業種(以下「競争参加* 資格希望業種」という。)ごとに実績高に応じて記入してください。
  - ①「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の欄には、競争参加資格希望業種ごとに 記入してください。次に、「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」欄は、「②」と「③」の金額の 平均をそれぞれ記入してください。
  - ②「直前1年度分決算」とは、審査基準日より前に確定した直前の1事業年度分の決算のことです。
  - ③「直前2年度分決算」とは、直前1年度分決算よりさらに1年前の1事業年度分の決算のことです。
  - ④決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ(半期決算の場合は両方)に記入してください。
  - ⑤個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体 又は吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている業種にかかわるものに限る。)を含め た実績を記入してください。
  - ⑥官公需適格組合にあっては、組合と審査対象者のそれぞれの実績(申請をする業種と同じものに限る。)の合計を記入してください。
- へ「13 有資格者数」欄については、**別表3**の有資格者の範囲に従い当該職員数を記入してください。 記入する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員数 は記入しないでください。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家 屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立 された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記入するこ とができます。
- ト「14 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄については、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、それぞれの登録部門に対応する番号に〇印を付してください。
- チ「15 自己資本額」の各欄については、次により記入してください。
  - ①「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式 申込証拠金を加え、自己株式を減じた額を記入してください。
    - また、外資系企業の場合には、「① 株主資本」合計額の上段( )内に外国資本の額を内数で記入してください。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記入してください。
  - ②「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記入してください。
  - ③「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合には、その額を記入してください。 個人にあっては、「計」欄(P)に、純資産合計の額を記入してください。
- リ「16 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記入してください。

- ヌ「17 貸借対照表」の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④ 総資本額」の各 欄は、直前1年度分決算によって記入してください。
- ル「18 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記入してください。
- ヲ「19 外資状況」欄については、外国資本がおおむね50%を越える場合に記入してください。
  - ①本社(本店)が海外にある場合は、「1 外国籍会社[国名: ]」に国名を記入してください。なお、複数の国の合計で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。日本支社の登記がある会社も含みます。
  - ②本社(本店)が日本にあるが、外国企業等が全額出資している場合は、「2 日本国籍会社[国名: ]」に国名を記入してください。なお、複数の国で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。
  - ③本社(本店)が日本にあるが、一部外国資本の会社である場合は、「3 日本国籍会社[国名: ] (比率: %)」に国名及び比率を記入してください。
- ワ「20 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記入してください。
- カ「21 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等の業務に従事している職員の数を、
  - 「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記入してください。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。なお、本項における「常勤雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払い対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。

#### (2) 添付書類の作成方法

イ 測量等実績調書 (様式第3号の2) 及び技術者経歴書 (様式第3号の3)

この2様式については、各様式の末尾にある記入要領に従って記入することとし、記入事項が1葉で終わらない場合は、同一の書式で延長してください。このときには、様式の裏面に記入して差し支えないが、表面にその旨を注記してください。

ロ 登記事項証明書(法人の場合に限る、個人の場合にあっては、身元証明書。)

登記事項証明書とは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面(同法第10条に規定する書面をいう。)をいい、法人が提出する。

## ハ 登録証明書等

5. (1) 二の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいいます。 なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しません。

## 二 財務諸表類

(法人の場合) 申請者が自ら及び会計士等が作成した直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本 等変動計算書及び注記表です。

※試算表等や連結財務諸表類は認められません。

(個人の場合)申請者自らが作成した独自書式の財務諸表ではなく、税務署への確定申告時の書類で、 所得税青色申告決算書(以下、青色申告)や青色申告以外の確定申告書です。

## ホ 納税証明書の写し

(法人の場合) その3又はその3の3

「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明。

(個人の場合) その3又はその3の2

「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明。

※官公需適格組合にあっては、組合と審査対象者のそれぞれに係る納税証明書を添付してください。

## ト 委任状

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任 する旨を明記した委任状を提出してください。

## 6. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係る契約です。

## 「工種区分」

	「工性心力」
エ 種 の 区 分	説 ( 具 体 的 内 容 )
土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設、補修、改造又は解体する工事
建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け又は、はり付ける 工事
とび、土工、コンクリート	足場の組立、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立、工作物の解体等を行う工事、くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事、土砂等の掘削、盛上げ、締固め、コンクリートにより工作物を築造する工事、その他基礎的ないし準備的工事
石	石材(コンクリートブロック、擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は 工作物に石材を取付ける工事
屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して 水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル、れんが、ブロック	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
   鋼構造物	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事
鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
ほ装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事
しゅんせつ	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
ガラス	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイルカーペット、ふすま等を用い て建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
熱絶縁	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を 設置する工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事
さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井等を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等 を行う工事
建具	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
水道施設	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若 しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に 取付ける工事
清掃施設	し尿処理施設又はごみ処理を設置する工事

解体	工作物解体工事

## 別表 2

# 「業種区分」

電機設備積算、調査)  土有関係建設コンサルタント業務  土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川・砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、上下水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び建設環境、その他  地質調査業務	・未住たり」	
建築関係建設コンサルタント業務 建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、 電機設備積算、調査) 土木関係建設コンサルタント業務	業種の区分	·
建築関係建設コンサルタント業務 建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、 電機設備積算、調査) 土木関係建設コンサルタント業務	測量	制量一般、地図の調製、航空測量
路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、上下水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び建設環境、その他地質調査業務  ・	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、専門(意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、
補償コンサルタント業務 土質調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊損失、事業損失、補償関連、	土木関係建設コンサルタント業務	路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、港湾及び 空港、鉄道、上下水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画
	地質調査業務	地質調査
	補償コンサルタント業務	

#### 別表3

#### 業種、及び有資格者の範囲

- (1) 測量
- ①測量法(昭和24年法律第188号)による測量士又は測量士補の登録を受けている者
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- ①建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)17条の21による建築設備士である者
- ②建築士法による2級建築士の免許を受けている者(1級建築士の免許を受けている者を除く。)及び公益社団法人日本建 築積算協会の行う建築積算士試験(建築積算資格者試験)に合格し、登録を受けている者
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- ①技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体機器(流体工学)」、「交通・物流機械及び建設機械」、「機構ダイナミックス・制御」、「熱・動力エネルギー機器」又は「機械設計」とするものに限る。)、電気電子部門、建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学(農業土木)」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、情報工学部門又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者
- ②建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者
- ③計量法(平成4年法律第51号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の 登録をうけている者
- ④電気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- ⑤電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者
- ⑥一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
- (4) 地質調査業務
- ①技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学 部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者
- ②一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- ①不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者
- ②土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者
- ③司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者
- ④一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者